

令和 7 年度 事業計画

基本方針

我が国は、急速な人口減少・超高齢化が進展している。令和 6 年版高齢社会白書によれば、令和 5 年 10 月 1 日現在、総人口は 1 億 2,435 万人、65 歳以上人口は 3,623 万人となり、高齢化率が 29.1% に達している。総人口が減少する中で 65 歳以上の人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和 19 年には 33.3% に達すると推計されています。

企業は、「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を 65 歳まで講じる雇用確保の義務に加え、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、70 歳までの就業機会の確保が努力義務（令和 3 年 4 月施行）として課せられています。

こうした社会情勢の中にあって、シルバー人材センターは、地域の高齢者が働くことを通じて地域に貢献し、生きがいの充実等を図る場として重要な役割を担っています。コロナ禍が明けても会員の減少が続く中、シルバー人材センターが今後もその役割を推進していくため会員の拡大と安全就業に取り組んでまいります。

令和 7 年 4 月から、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正公益認定法」という。）が施行され、新公益法人制度がスタートする。①財務規律の柔軟化・明確化、②行政手続の簡素化・合理化、③自律的なガバナンスの充実、透明性の向上、が改正のポイントとなります。特に影響が大きい改正が、収支相償から中期的収支均衡（5 年）となることです。法令を遵守し、新公益法人制度に適切に対応してまいります。

厚生労働省から、令和 5 年 10 月、シルバー人材センターにおける契約方法の見直しに関する基本方針が示されています。

県内各市町村シルバー人材センターの動向に注視しながら対応をすすめてまいります。

重点事項

- (1) 会員の確保（新規入会者促進）
- (2) 安全・適正就業の推進
- (3) 地域社会への貢献と普及啓発活動の推進
- (4) 就業機会の確保
- (5) 適正な事務・事業の執行

実施計画

(1) 会員の確保（新規入会者促進）

シルバー人材センターがこれからも地域の期待に応え、また多様なニーズに対応していくため、会員の確保が必要不可欠となる。シルバー人材センターの理念を理解し、健康で働く意欲のある会員の豊かな経験と知識を地域社会に活かせるよう会員の入会促進に取り組む。

- ① 会員募集の P R 活動の実施
- ② 口コミで近隣、知人、就業先での勧誘
- ③ 入会説明会でのセンターの目的・趣旨の十分な周知
- ④ 市ホームページ等での入会案内
- ⑤ 各種イベント等での勧誘チラシの配布

(2) 安全・適正就業の推進

就業については、各会員の能力等に合った仕事を通じて、健康・生きがい・社会参加を安全に遂行できるようにすることが重要な課題です。

毎年、多数の事故が発生しているにもかかわらず、事故が減らないのは、「自分には関係ない」「自分は大丈夫」という思い込み、最終的には事務局が対応するという考えからの不注意が起因となっていると考える。

常に安全対策を意識し、事故等は自分だけでなく相手にもつらい思いをさせてしまうことを忘れずに、安全意識の向上・啓発を図ってまいります。

- ① 事故の未然防止のため、安全就業基準の遵守
- ② 発生事故の検証・分析を行い、対策を講じる
- ③ 安全パトロールの実施と違反事項に対する指導の徹底
- ④ 安全就業対策委員会の実施と会員へのフィードバック
- ⑤ 受注時における危険作業（高所、重量物、単独作業等）の排除や会員の適性に応じた仕事の紹介
- ⑥ 高齢会員への健康状態の確認
- ⑦ 班単位の就業場所においては、リーダーを選任し、会員間での意思疎通と相互の注意を実施
- ⑧ 就業にかかる接客能力の向上、改善を図るため、マナー等に関する説明会の実施
- ⑨ 就業規約に抵触や就業場所に対し不適応な会員への注意喚起と就業替え提案の実施

（３）地域社会への貢献と普及啓発活動の推進

センターの目的や事業内容を広く周知するとともに、公益社団法人の目的の一環として、地域行事への協力や地域に根差した社会貢献活動を推進します。

- ① 普及啓発月間や機会があれば、センター事業のＰＲや社会的意義を広め、地域との連携を図る事業を実施
- ② 地域社会に密着した公益活動の一環としてボランティア活動を実施し、センター事業や内容について啓発活動を行う
- ③ シルバー人材センター事務局から提供する情報により、会員自身の意識改善や意欲向上

（４）就業機会の確保

就業機会の確保と現在の就業の継続、センター事業のＰＲ活動を積極的に行ってまいります。

また、近年増加している派遣事業では、比較的安定した契約

を維持できていることから、派遣会員の拡大と新たな派遣先の開拓はセンター経営の安定に寄与するものと考えられるため、派遣事業拡大に向けた活動を推進する。

- ① 行事参加時などにおけるPR活動の実施
- ② 口コミによる近隣、知人等への営業活動
- ③ ローテーション就業の推進と就業時間制限の遵守
- ④ 随時の個人就業相談、求人一覧表の活用及び促進
- ⑤ 役職員の連携による新規開拓、得意先への営業活動の展開
- ⑥ 新規分野進出のための調査、研究等の実施
- ⑦ 行政機関や公的団体等との連携・協力およびシルバー派遣事業の活用による就業機会の確保

（５）適正な事務・事業の執行

公益社団法人として法令の遵守と法人運営に関わる業務の適正化と効率化を推進し、健全経営が継続できるよう円滑な事務の執行に努めてまいります。

- ① 個人情報保護、守秘義務徹底及び規程に則った文書管理
- ② 研修会等を通じて事業運営に必要な知識の習得やスキルアップに努める
- ③ 効率的かつ効果的な事業の運営や財政の健全化に努め、公益社団法人として適正な事務の遂行
- ④ 新規事業・独自事業実施の際は、法令や手法、他センターでの事例調査など十分な研究を行う
- ⑤ 資産や備品の購入・リース時は使用頻度や効率性を調査し、費用対効果を考慮する。